

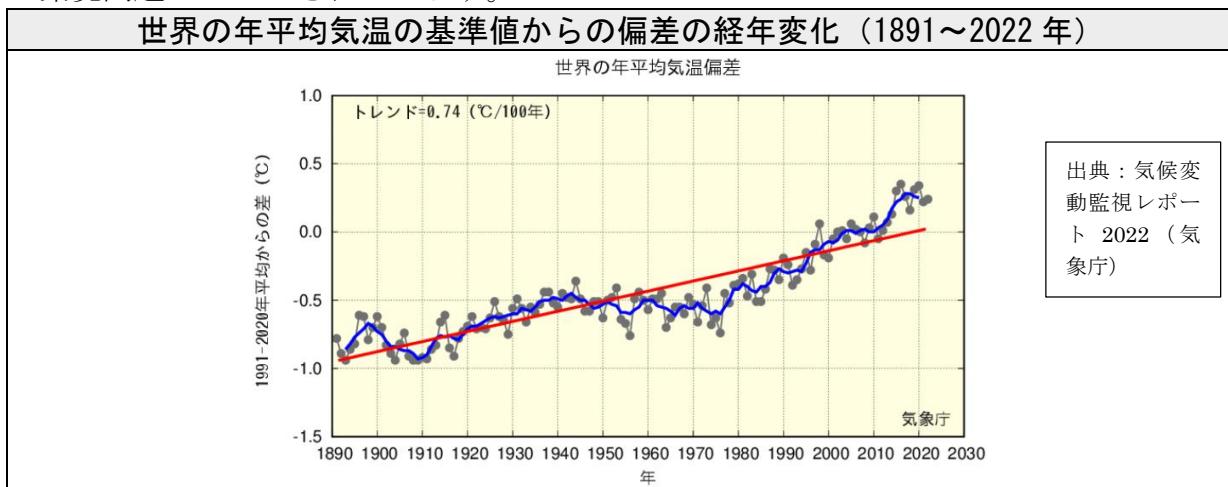
第3 環境問題を取り巻く現状

1 気候変動への適応

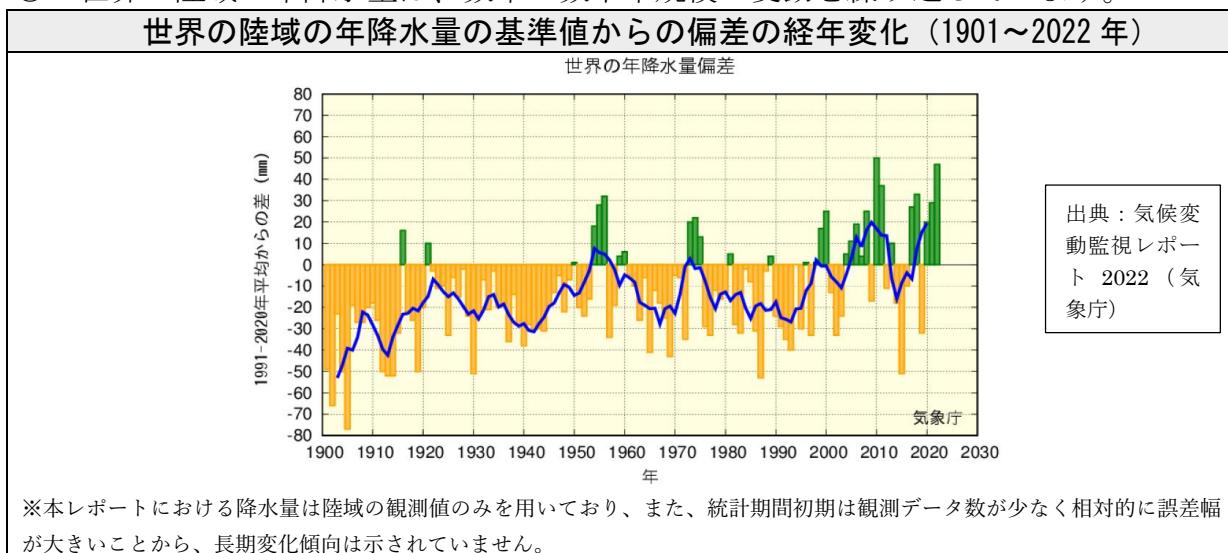
(1) 世界の状況

- 世界の年平均気温は、100年あたり 0.74°C の割合で上昇しています。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つとされています。

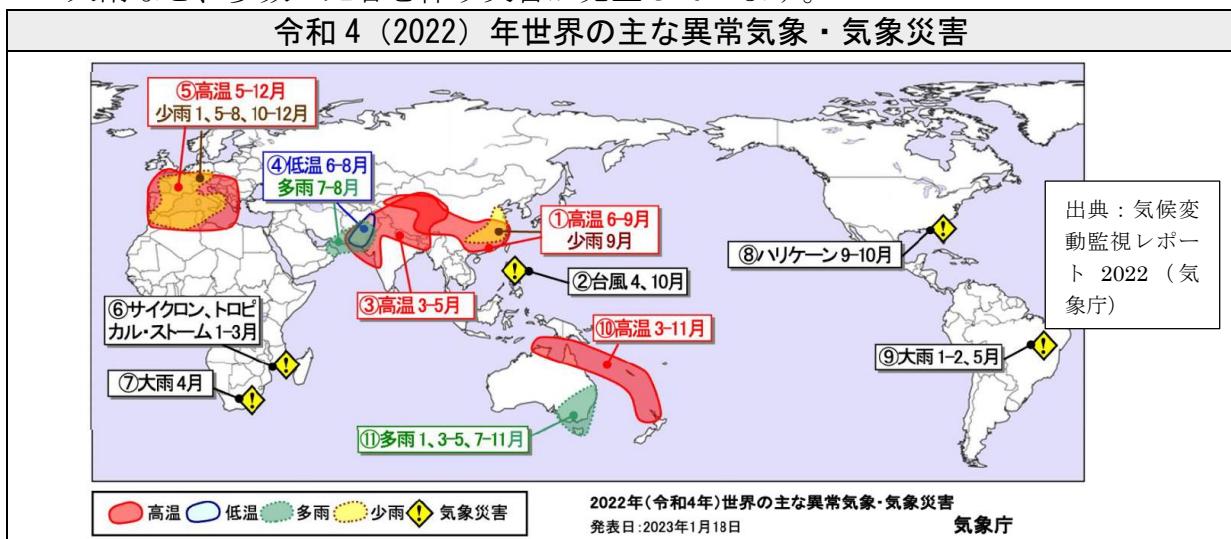


- 世界の陸域の年降水量は、数年～数十年規模の変動を繰り返しています。



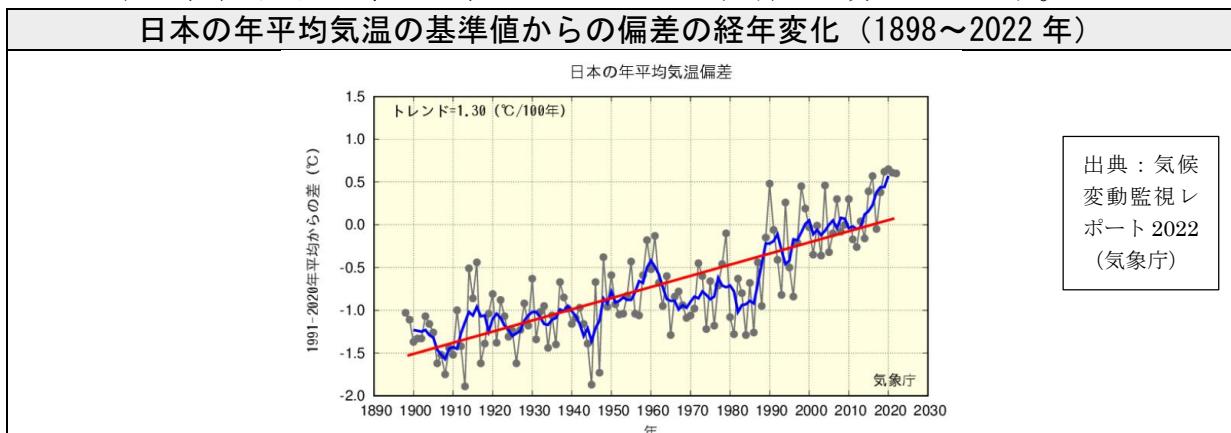
- 令和4（2022）年度の異常気象として、中緯度帯を中心に異常高温が発生し、英國では最高気温の記録が更新されました。

また、フィリピンの台風、パキスタン及びその周辺の大雪、南アフリカ南東部の大雪など、多数の死者を伴う災害が発生しています。

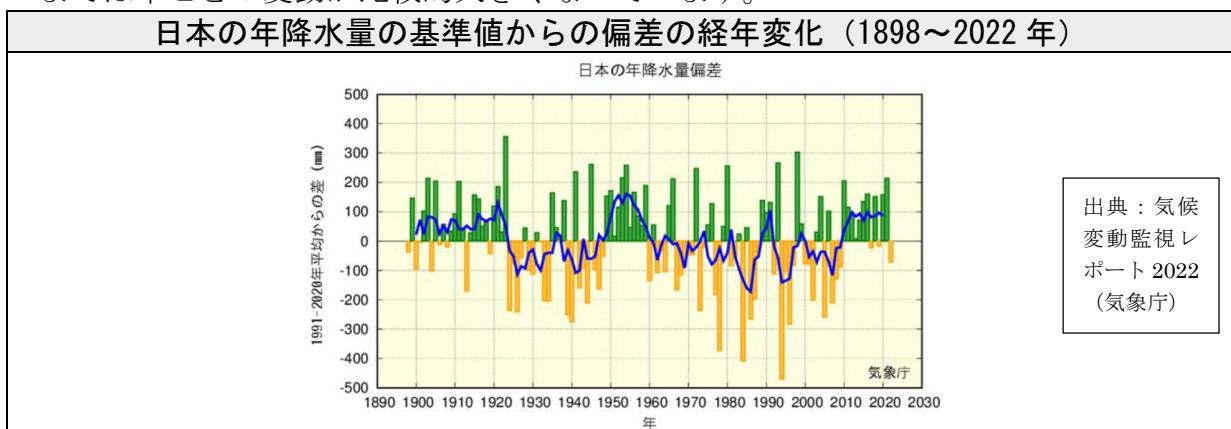


（2）我が国の状況

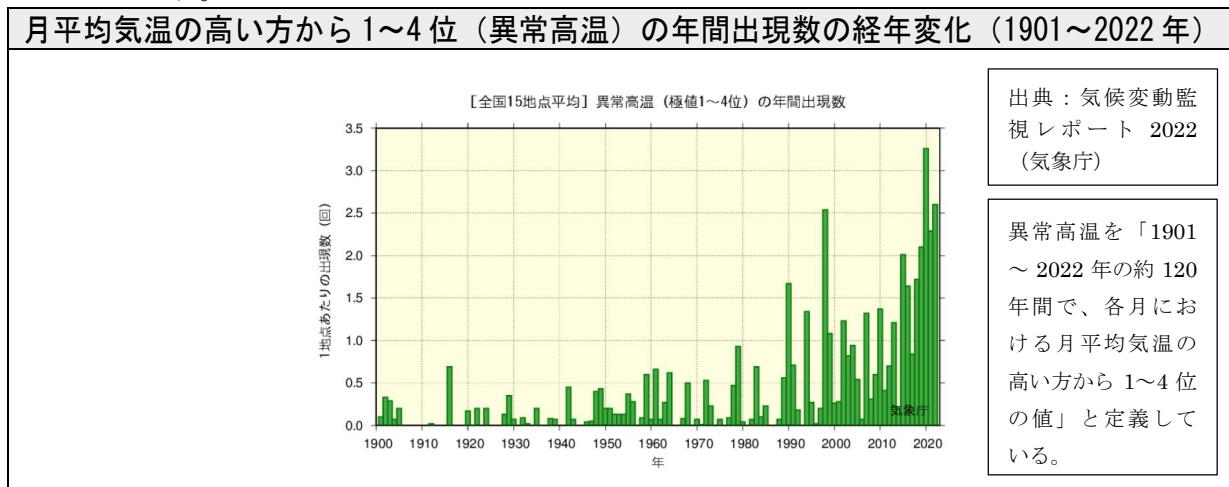
- 日本の年平均気温は、100年あたり 1.30°C の割合で上昇しています。



- 日本の年降水量には長期変化傾向は見られませんが、1898年から1920年代半ばまでと1950年代、2010年代に多雨期が見られます。また、1970年代から2000年代までは年ごとの変動が比較的大きくなっています。



- 異常気象として、統計期間（1901～2022年）において、異常高温の出現数が増加しています。



- また、極端な大雨の年間発生回数が増加しており、より強い雨ほど頻度の増加率も大きくなっています。

アメダスで見た極端な大雨の変化（1976～2022年）

要素	変化傾向 (信頼水準)	変化の倍率 (最初の10年間と最近10年間の比)
1時間降水量50mm以上	増加している (信頼水準99%以上)	約1.5倍（約226回→約328回）
1時間降水量80mm以上	増加している (信頼水準99%以上)	約1.8倍（約14回→約25回）
1時間降水量100mm以上	増加傾向が現れている (信頼水準95%以上)	約2.0倍（約2.2回→約4.4回）
3時間降水量100mm以上	増加している (信頼水準99%以上)	約1.6倍（約155回→約254回）
3時間降水量150mm以上	増加している (信頼水準99%以上)	約1.8倍（約19回→約34回）
3時間降水量200mm以上	増加している (信頼水準99%以上)	約2.1倍（約2.8回→約6.0回）
日降水量200mm以上	増加傾向が現れている (信頼水準95%以上)	約1.5倍（約160回→約239回）
日降水量300mm以上	増加傾向が現れている (信頼水準95%以上)	約1.8倍（約28日→約51日）
日降水量400mm以上	増加傾向が現れている (信頼水準95%以上)	約1.9倍（約6.4日→約12日）

出典：気候変動監視レポート2022（気象庁）

- 気候変動による影響は、「農業・林業・水産業」や「水環境・水資源」、「自然災害・沿岸域」、「健康」など様々な施策分野に及びます。平成 30（2018）年 12 月に気候変動適応法が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

気候変動による影響が及ぶ施策分野			
分野・項目の分類体系			
分野	大項目	小項目	関連 WG
農業・林業・水産業	農業	水稻	農業・林業・水産業 WG
		野菜等	
		果樹	
		麦、大豆、飼料作物等	
		畜産	
		病害虫・雑草等	
		農業生産基盤	
	林業	食料需給	
		木材生産（人工林等）	
		特用林産物（きのこ類等）	
水環境・水資源	水環境	回遊性魚介類（魚類等の生態）	水環境・水資源、自然災害・沿岸域 WG
		増養殖業	
		沿岸域・内水面漁場環境等	
		湖沼・タム湖	
	水資源	河川	
		沿岸域及び閉鎖性海域	
		水供給（地表水）	
	自然生態系	水供給（地下水）	
		水需要	
		高山帯・亜高山帯	
自然災害・沿岸域	陸域生態系	自然林・二次林	自然生態系 WG
		里地・里山生態系	
		人工林	
		野生鳥獣の影響	
		物質収支	
	淡水生態系	湖沼	
		河川	
	沿岸生態系	温原	
		亜熱帯	
	海洋生態系	温帯・亜寒帯	
		生物季節	
健康	その他	分布・個体群の変動	健康 WG
		生態系サービス	
		洪水	
	河川	内水	
		海面水位の上昇	
		高潮・高波	
	沿岸	海岸侵食	
		山地	
		土石流・地すべり等	
	山地	その他	
		強風等	
	複合的な災害影響		
産業・経済活動	冬季の温暖化	冬季死亡率等	産業・経済活動、国民生活・都市生活 WG
		死亡リスク等	
		熱中症等	
	暑熱	水系・食品媒介性感染症	
		節足動物媒介感染症	
		その他の感染症	
	感染症	温暖化と大気汚染の複合影響	
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	
		その他の健康影響	
	その他	健康 WG	
		温熱	
		その他の健康影響	
国民生活・都市生活	製造業	エネルギー需給	産業・経済活動、国民生活・都市生活 WG
		商業	
		金融・保険	
	観光業	レジャー	
		建設業	
		医療	
	その他	海外影響	
		その他	
		水道、交通等	
	都市インフラ、ライフライン等	生物季節・伝統行事・地場産業等	
		文化・歴史などを感じる暮らし	
		その他	
	文化・歴史などを感じる暮らし	暑熱による生活への影響等	
		その他の影響	
		分野間の影響の連鎖	

※赤字は、今回新たに追加されたもしくは細分化された大・小項目

気候変動適応評価報告書（2020 年 12 月）
抜粋
注) 赤字は、2020 年 12 月に追加されたもの

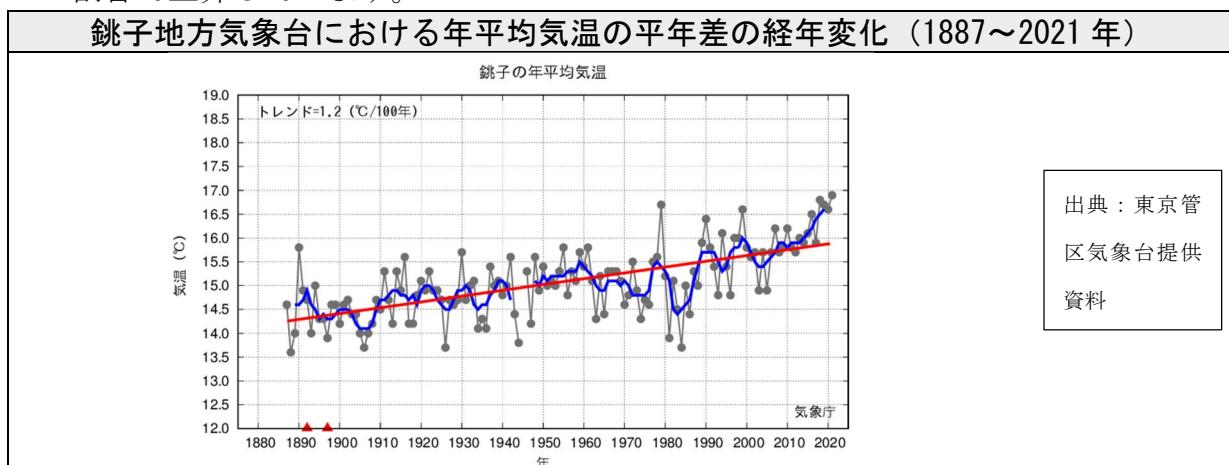
【関連 WG】
中央環境審議会地球環境部会において継続的に科学的知見の収集・整理を進めていくため、専門家による分野別ワーキンググループを設置した。

- 地球温暖化対策を促進するため、政府は、令和2（2020）年10月、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。また、令和3（2021）年10月に「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比26%削減から46%削減に引き上げました。

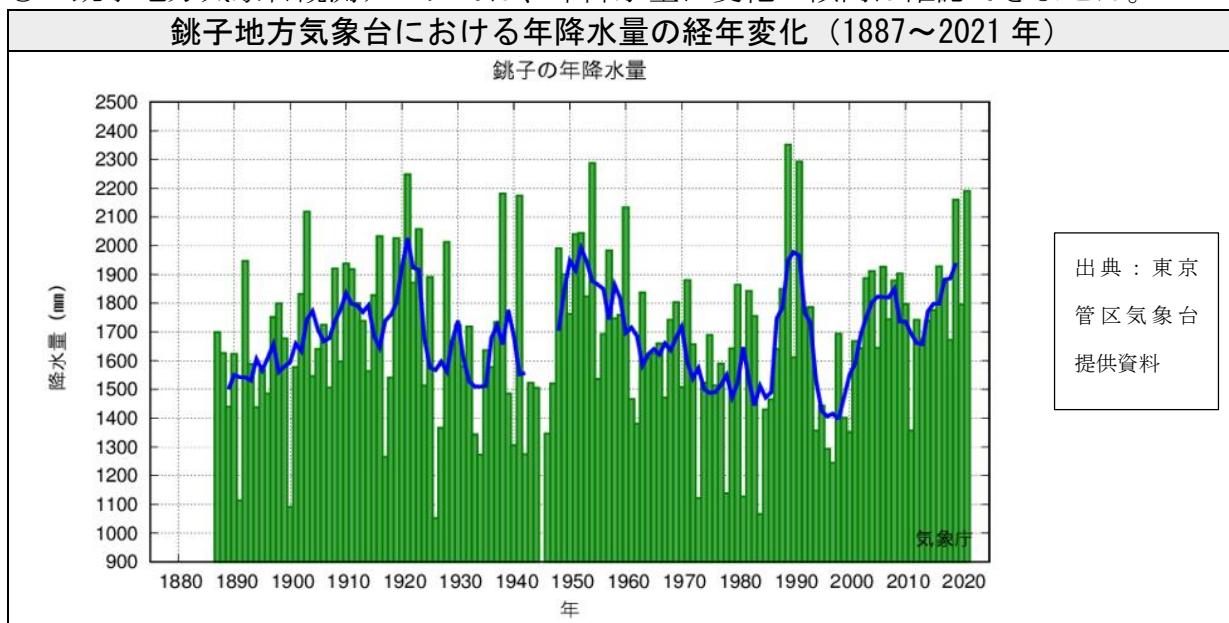
地球温暖化対策計画の削減目標			
温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安			
	(単位：百万t-CO ₂)		
	2013年度 実績	2019年度 実績 (2013年度比)	2030年度の 目標・目安 ²¹ (2013年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,166 ²² (▲17%)	760 (▲46% ²³)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)
産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)
業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)
運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)
エネルギー転換部門 ²⁴	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)
メタン(CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)
一酸化二窒素(N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)
代替フロン等4ガス ²⁵	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)
パーフルオロカーボン(PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)
六ふつ化硫黄(SF ₆)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)
三ふつ化窒素(NF ₃)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9	▲47.7
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。		

（3）千葉県の状況

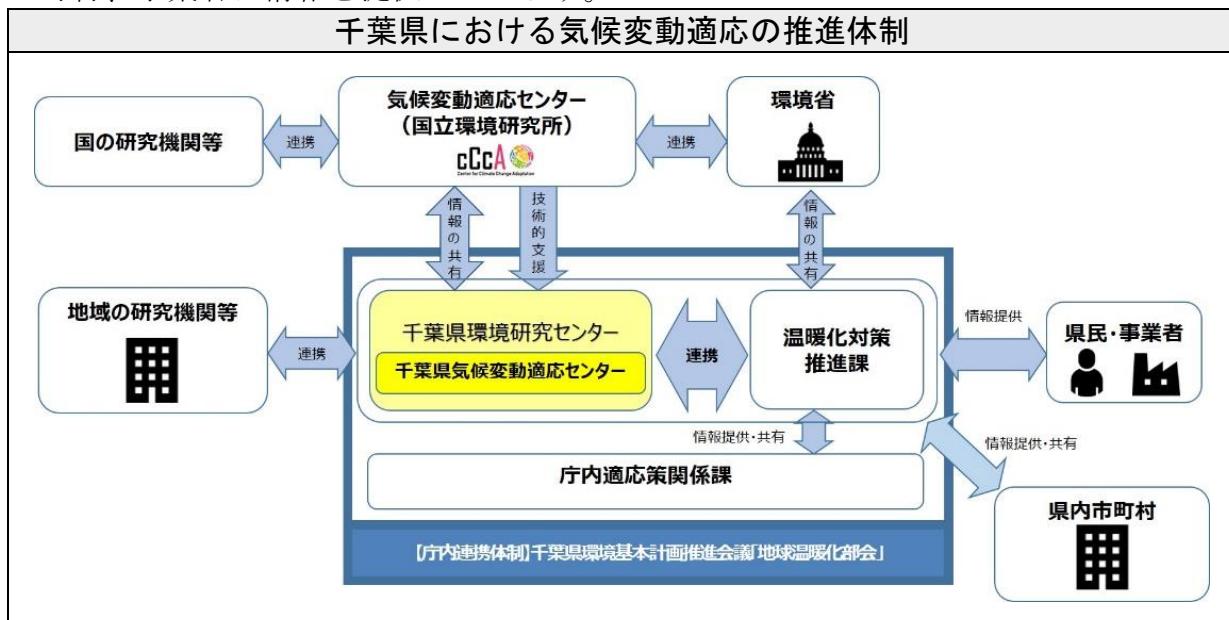
- 本県の年平均気温は、銚子地方気象台の観測データによると、100年あたり1.2°Cの割合で上昇しています。



- 銚子地方気象台観測データでは、年降水量に変化の傾向は確認できません。



- 県では、気候変動への適応を推進するため、令和2（2020）年4月に環境研究センターを気候変動適応法に基づく「千葉県気候変動適応センター」として位置付け、気候変動による影響や気候変動への適応に係る情報の収集・整理を行い、県民や市町村、事業者に情報を提供しています。



- 県は、令和 3 (2021) 年 2 月に「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を表明しました。また、令和 5 (2023) 年 3 月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比 22% 削減から 40% 削減に引き上げました。

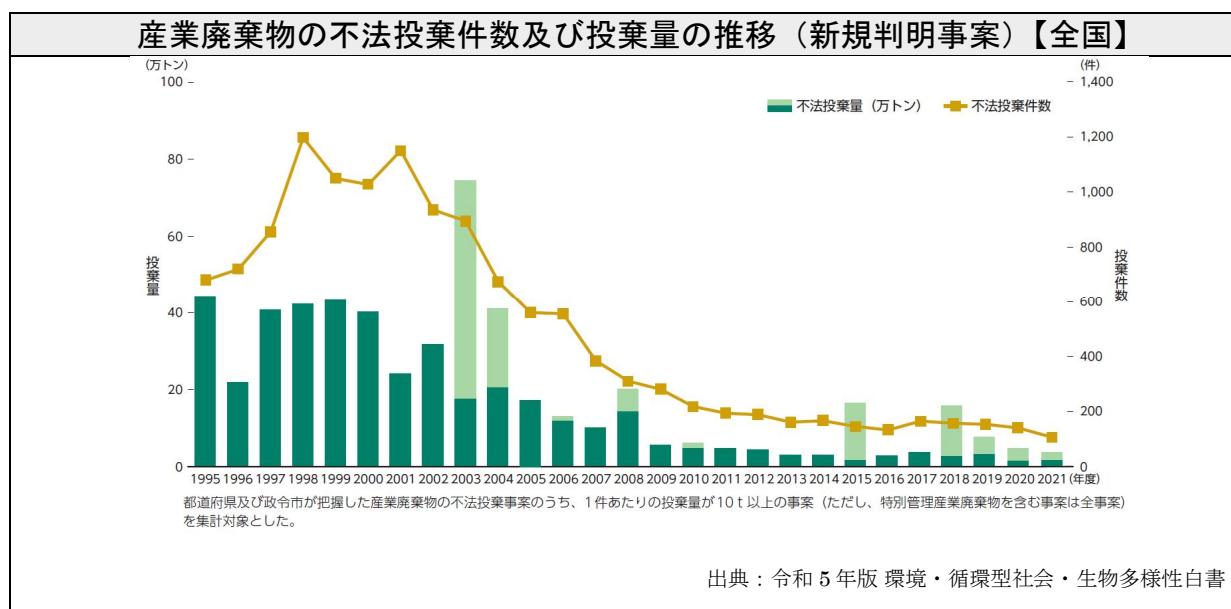
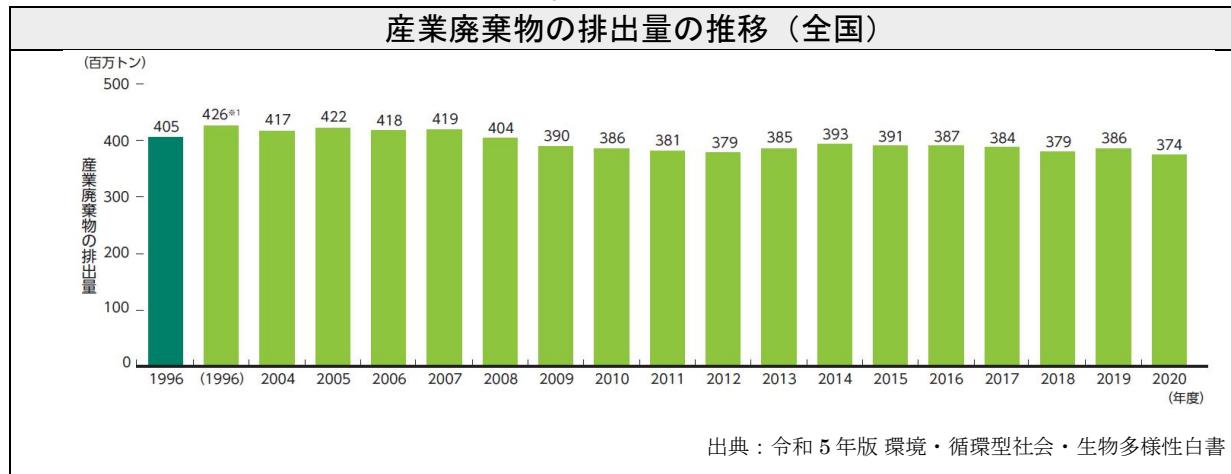
千葉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標						
2030 年度における千葉県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 40% 削減とし、 更なる高みを目指す						
部門	2013 年度①	削減量②	表 6-2-1 2030 年度の温室効果ガス (千 t-CO ₂)			国の 削減 目標
			①BAU	②国施策	2030 年度 ①-②	
産業	50,086	17,143	11,411	5,732	32,943	▲34.2%
運輸	11,454	3,612	619	2,993	7,842	▲31.5%
業務	10,535	6,676	1,560	5,115	3,859	▲63.4%
家庭	9,176	5,928	1,542	4,387	3,247	▲64.6%
その他	7,023	1,907	1,128	779	5,116	▲27.2%
小計	88,274	35,266	16,260	19,006	53,007	▲40.0%

2 廃棄物等の適正処理の推進

(1) 全国の状況

○ 全国の産業廃棄物の令和2（2020）年度の排出量は3.74億トンであり、近年は、約3.8億トン前後で推移しています。

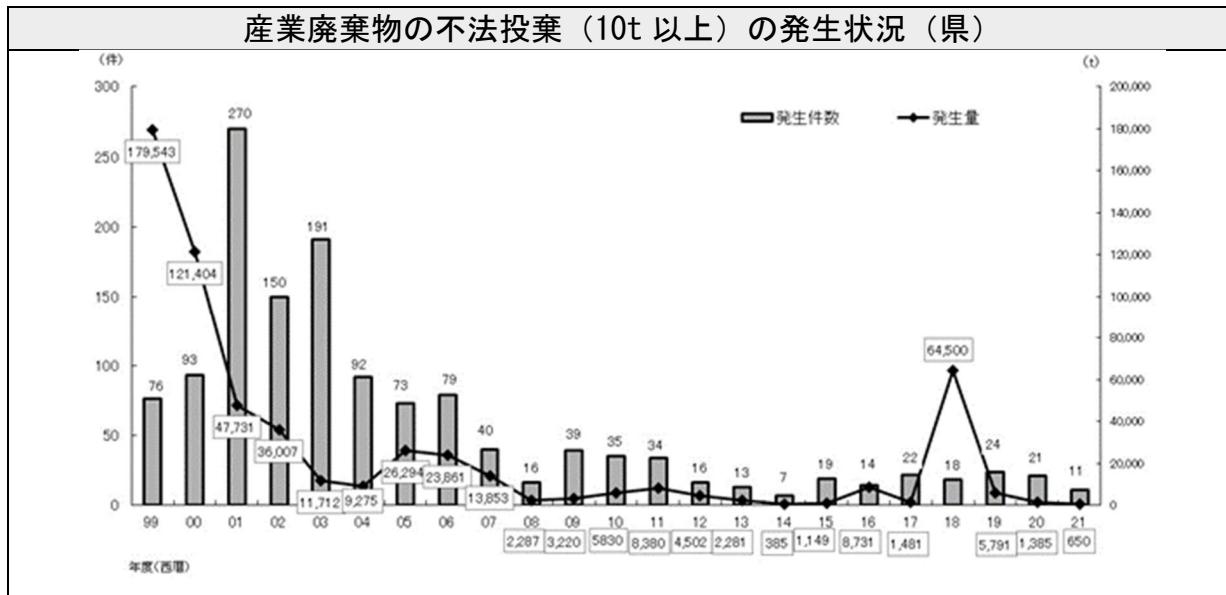
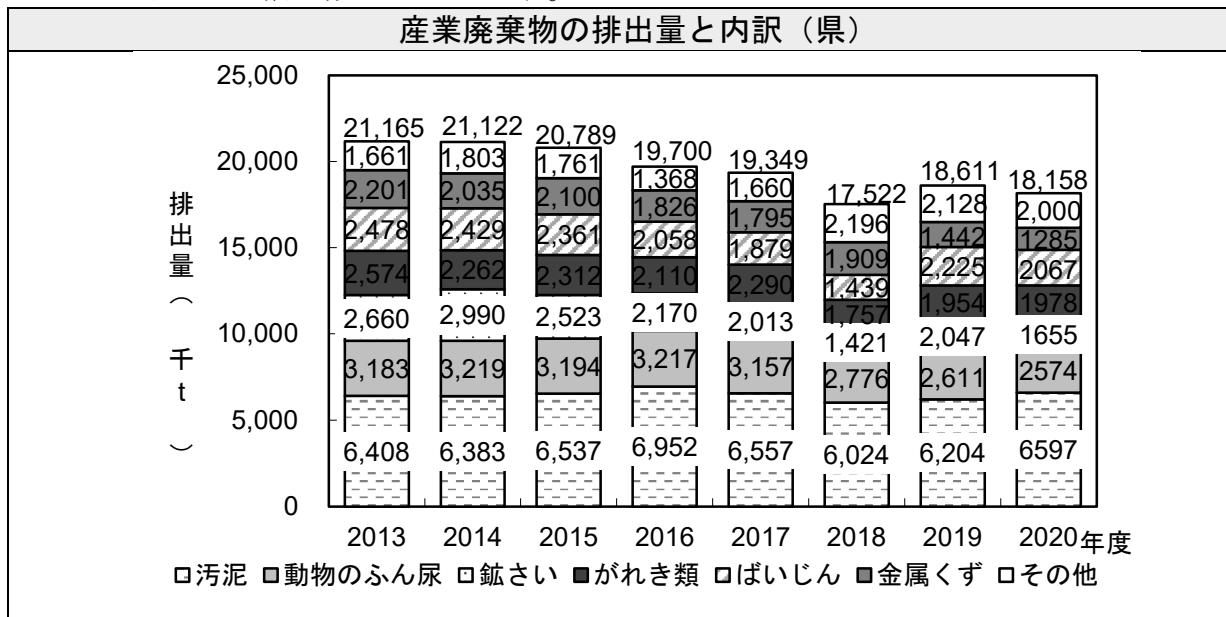
また、令和3（2021）年度の産業廃棄物の不法投棄量は3.7万トンとなっており、ピーク時から大幅に減少しています。



(2) 千葉県の状況

○ 本県の産業廃棄物の令和2(2020)年度の排出量は1,816万トンであり、2013年度以降、排出量は減少傾向にあります。

また、令和3(2021)年度の産業廃棄物の不法投棄量は650トンとなっており、ピーク時から大幅に減少しています。



3 良好な大気環境の確保

(1) 全国の状況

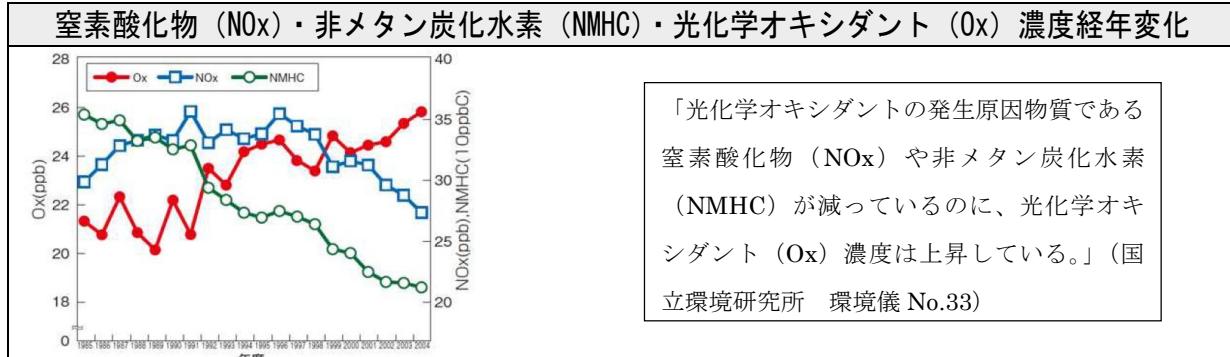
- 都道府県等では大気汚染状況の常時監視を行っています。

浮遊粒子状物質、窒素酸化物等の環境基準は、近年ほぼ 100%を達成しているものの、光化学オキシダントの達成率については、一般局で 0~0.2%に留まり、依然として低水準にあります。

大気汚染に関する環境基準達成率の年度別推移（国・一般局）						
区分	項目	2017	2018	2019	2020	2021
一般局	二酸化硫黄	99.8	99.9	99.8	99.7	99.8
	二酸化窒素	100	100	100	100	100
	一酸化炭素	100	100	100	100	100
	光化学オキシダント	0	0.1	0.2	0.2	0.2
	浮遊粒子状物質	99.8	99.8	100	99.9	100
	微小粒子状物質（PM2.5）	93.2	95.0	99.2	98.6	100

一般環境大気測定局（一般局）：地域内を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接受けない場所に設置され、住宅地など一般的な生活空間の大気汚染物質の測定を行う測定局。
なお、人が常時生活し活動している場所で、自動車排出ガスの影響が最も強く現れる道路端又はこれにできるだけ近接した場所に設置され、大気汚染物質の測定を行う測定局を自動車排出ガス測定局（自排局）という。

- 光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの生成については、窒素酸化物や非メタン炭化水素が高濃度の原因とされていますが、そのメカニズムはいまだ明らかにされておらず、国や地方の環境研究所等が研究を行っています。



(2) 千葉県の状況

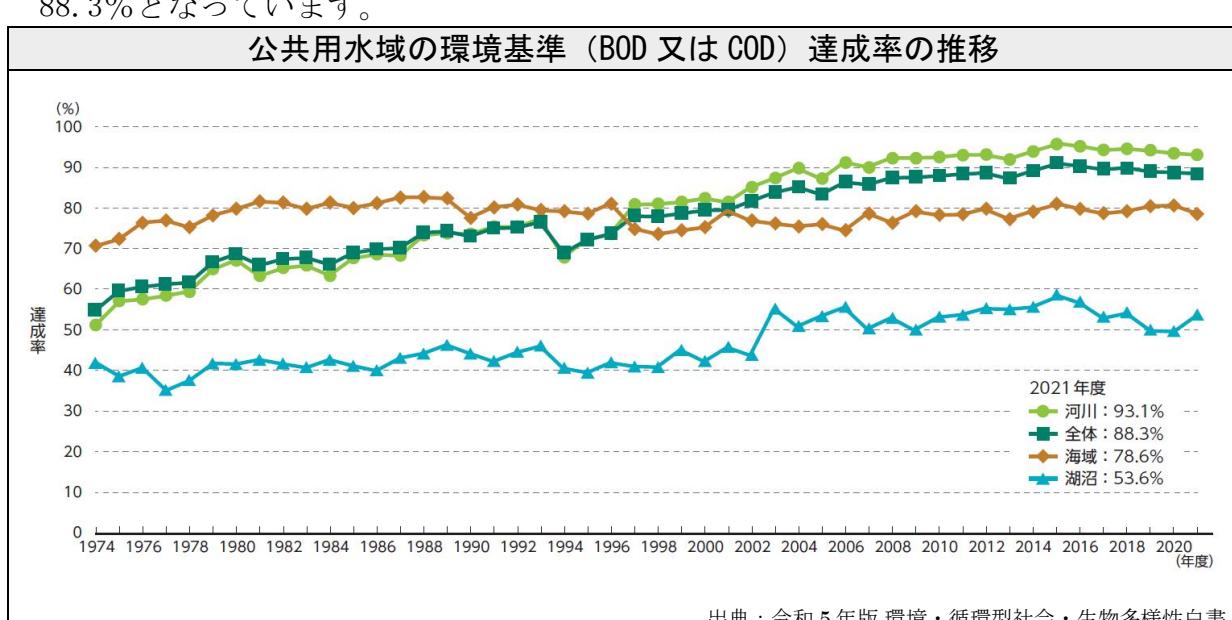
- 県内の浮遊粒子状物質、窒素酸化物等の環境基準は、近年 100%を達成しているものの、光化学オキシダントについては、すべての一般局で環境基準を達成していません。

大気汚染に関する環境基準達成率の年度別推移（県・一般局）						
区分	項目	2017	2018	2019	2020	2021
一般局	二酸化硫黄	100	100	100	100	100
	二酸化窒素	100	100	100	100	100
	一酸化炭素	100	100	100	100	100
	光化学オキシダント	0	0	0	0	0
	浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100
	微小粒子状物質（PM2.5）	95.3	100	100	100	100

4 良好な水環境の保全

(1) 全国の状況

- 日本は、四方を太平洋、オホーツク海、日本海、東シナ海に囲まれた島国であり、北海道、本州、四国、九州の比較的大きい4つの島とその他の小さな島で構成され、海岸線の長さは29,751kmとなっています。また、日本列島は、標高1000~3000mの山脈が背骨のようになって太平洋側と日本海側とに分かれているため、ユーラシア大陸等の川に比べると全体の長さがとても短く、速く流れます。
- 都道府県等が公共用水域（河川・湖沼・海域）及び地下水の水質汚濁状況の常時監視を行っており、公共用水域の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の令和3（2021）年度の環境基準達成率は88.3%となっています。



- 湖沼などの閉鎖性水域では、環境基準達成率が低迷しており、国や地方の環境研究所等において汚濁の原因やメカニズム等の解明に向けた研究が続けられています。

湖沼環境指標の開発と新たな湖沼環境問題の解明に関する研究（国立環境研究所）

（抜粋）

湖内外で多様な対策が試みられているものの、依然として湖沼環境基準の達成率は低く、富栄養化現象に悩んでいるものが多い。また、最近では藻類種や生態系構造の変化、魚の大量死など、以前にない現象が発生した湖沼も多い。このような問題の解析や解決のためには、従来のCODを中心とする水質項目では不十分で、新たな湖沼環境指標の開発が必要である。

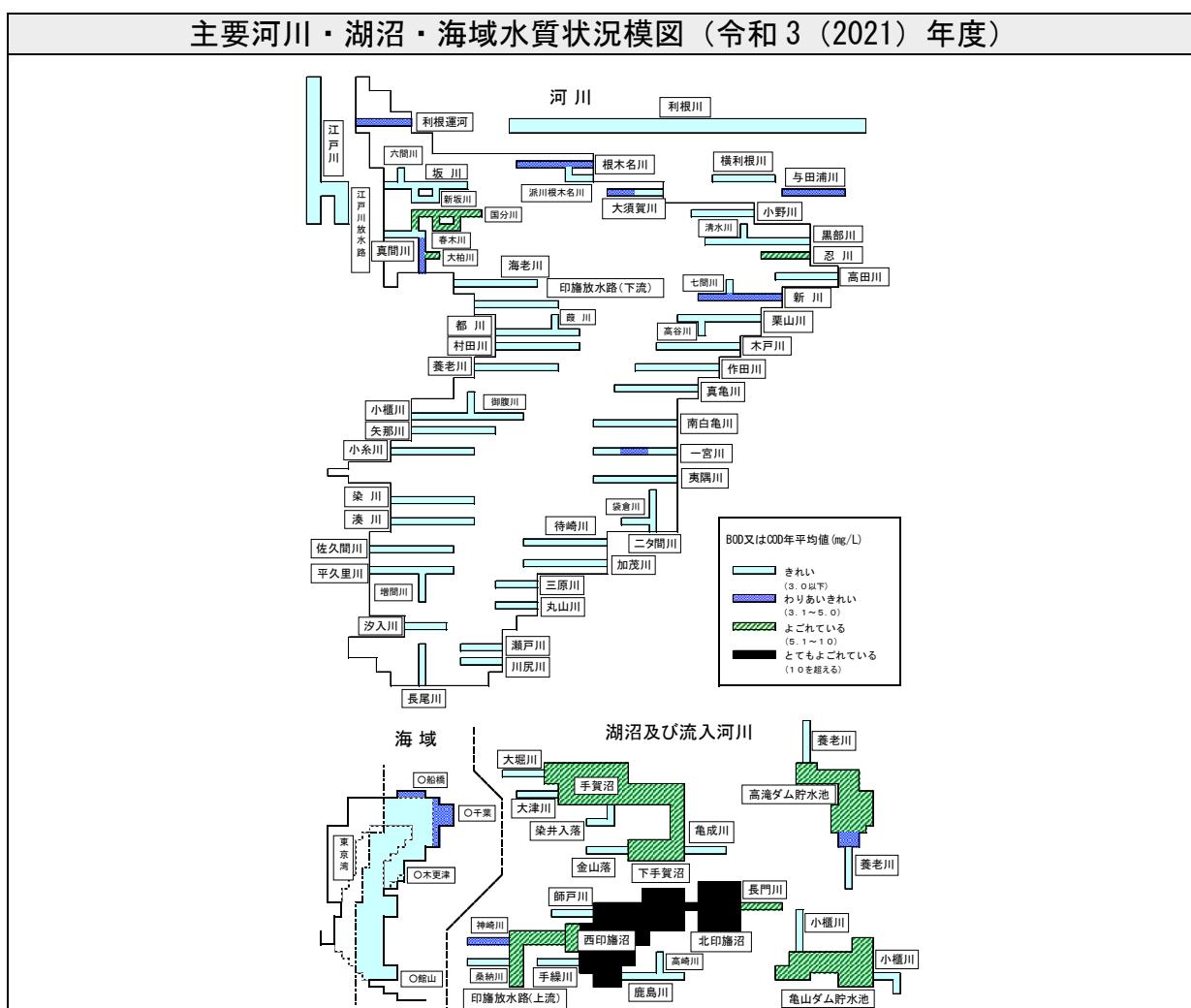
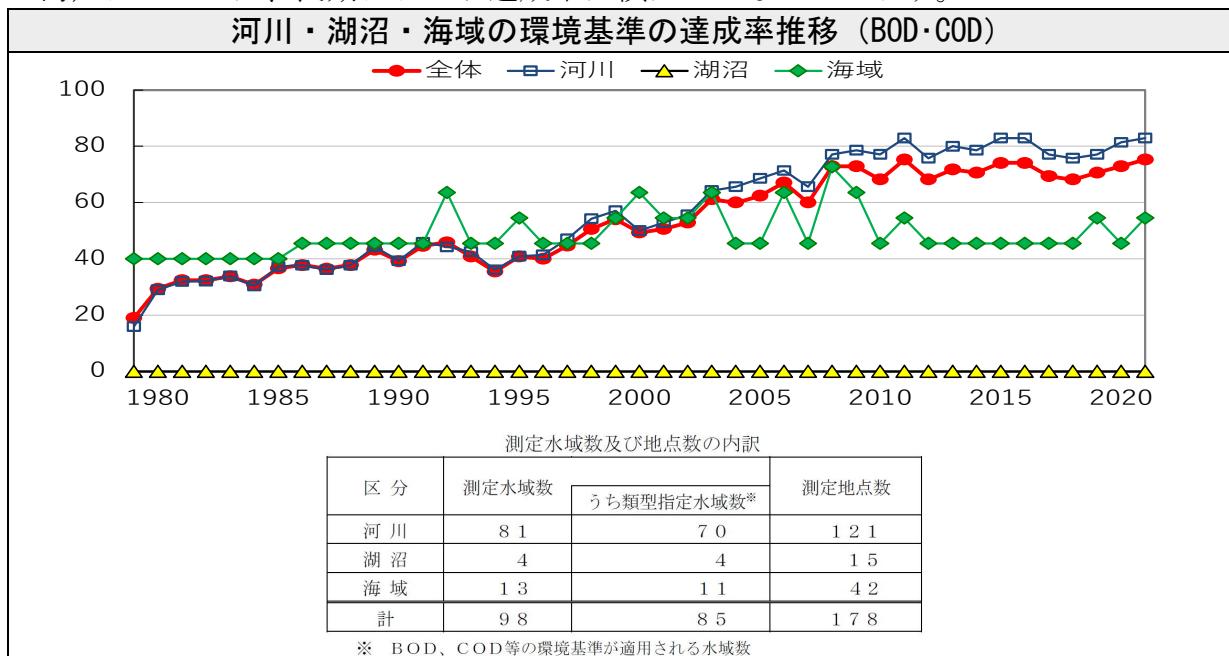
(2) 千葉県の状況

○ 千葉県は本州のほぼ中央に位置し、太平洋に突き出た半島になっていて、四方を海と川に囲まれ、南側・東側は太平洋に面し、西側は東京湾に面しています。

海岸線の長さは 534km に及び、岩礁や砂浜など変化に富んだ景観を見せてています。

千葉県の水域等	
 <p>江戸川 利根川 下総台地 東京湾 太平洋 房総丘陵 内房 外房 九十九里浜</p>	<p>【千葉県の水域の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none">・東京湾内湾は流入汚濁負荷量が非常に大きく、閉鎖性の強い水域でもあるため、汚濁物質が蓄積しやすい特徴を持ち、また、沿岸の一部には干潟が形成されています。・内房は海岸線が岩礁と砂浜から構成されていて、黒潮の影響を直接受けるために水温が比較的高くなっています。・外房は、内房と似た海岸構成となっていますが、外洋に面しているため、波あたりが強くなっています。・太東崎から屏風ヶ浦に至る長大な砂浜海岸を九十九里浜といい、海の中は海岸と同じような砂質の海底となっています。・海岸線は変化に富み、沖合域を交差する黒潮、親潮の影響も受けて、豊かな漁場と多様な水産資源に恵まれています。・千葉県の河川は、東京都及び埼玉県との県境に位置する江戸川や茨城県との県境に位置する利根川に加え、東京湾内湾に注ぐ養老川、小櫃川、小糸川等、太平洋に注ぐ栗山川、一宮川、夷隅川等があり、一級河川として利根川水系 89 河川、二級河川として 60 水系 137 河川が指定されています。・千葉県北西部には印旛沼や手賀沼があり、その水は利根川に流れ太平洋へと注いでいます。

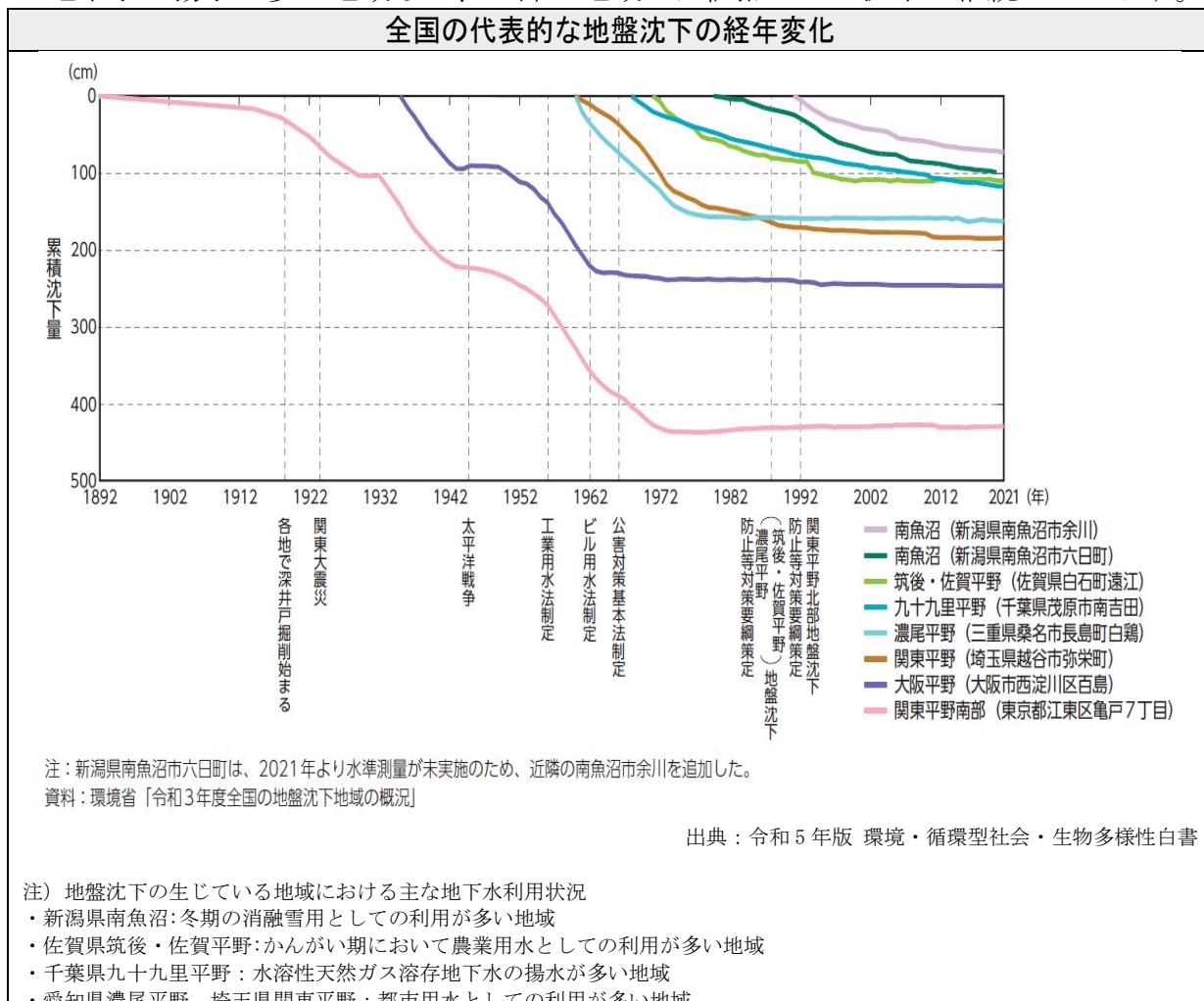
- 本県で水質環境基準（BOD・COD）が適用される 85 の公共用水域における令和 3（2021）年度の達成率は 75.3% と改善傾向にありますが、湖沼及び海域（東京湾）については、長期にわたり達成率は横ばいとなっています。



5 良好的な土壤環境・地盤環境の保全（地盤沈下）

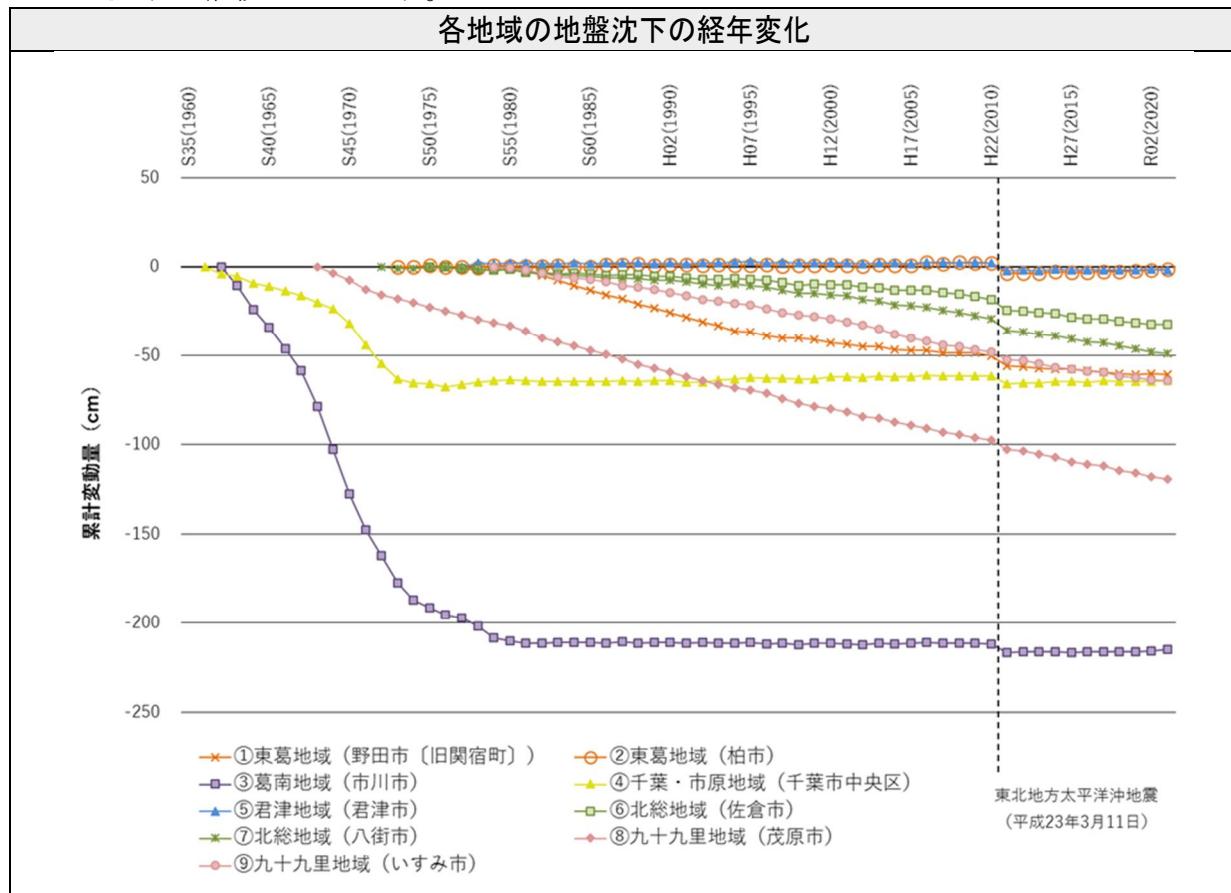
（1）全国の状況

○ かつて地下水の採取により著しい地盤沈下を示した東京都区部、大阪市、名古屋市等では、地下水採取規制等の結果、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向にあります。しかしながら、冬期の消融雪用としての利用が多い地域、水溶性天然ガス溶存地下水の揚水が多い地域など、一部の地域では依然として沈下が継続しています。



(2) 千葉県の状況

○ かつて葛南地域や千葉・市原地域では、著しい地盤沈下が発生していましたが、法・条例による地下水の採取規制や、協定による天然ガスかん水の採取指導等により、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域では、いまだ沈下が継続しています。



6 騒音・振動・悪臭の防止

(1) 全国の状況

- 騒音・振動・悪臭は感覚公害と呼ばれ、人によって感じ方が大きく異なるという特徴があります。

また、すべての公害苦情のうち、感覚公害である騒音・振動・悪臭に対する苦情の件数は大きな割合を占めており、その件数も近年は高止まりしています。

(令和3(2021)年度：73,739件のうち騒音・振動・悪臭が31,443件(42.6%))

令和3(2021)年度公害苦情件数													
年度	合計	典型7公害									典型7公害以外		
		計	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他
16	94,321	65,535	24,741	8,909	268	15,689	...	1,916	28	13,984	28,786	14,113	14,673
17	95,655	66,992	25,658	9,595	281	15,767	...	2,100	40	13,551	28,663	14,424	14,239
18	97,713	67,415	24,825	9,825	271	16,692	...	2,081	24	13,697	30,298	15,064	15,234
19	91,770	64,529	23,628	9,383	281	15,913	...	2,000	34	13,290	27,241	13,511	13,730
20	86,236	59,703	20,749	9,023	253	15,211	...	1,699	28	12,740	26,533	13,480	13,053
21	81,632	56,665	19,324	8,171	251	14,749	...	1,455	30	12,685	24,967	12,462	12,505
22	80,095	54,845	17,612	7,574	222	15,678	...	1,675	23	12,061	25,250	12,306	12,944
23	80,051	54,453	17,444	7,477	252	15,862	...	1,902	22	11,494	25,598	11,846	13,752
24	80,000	54,377	16,907	7,129	229	16,714	...	1,858	21	11,519	25,623	11,385	14,238
25	76,958	53,039	16,616	7,216	202	16,611	...	1,914	16	10,464	23,919	10,801	13,118
26	74,785	51,912	15,879	6,839	174	17,202	...	1,830	26	9,962	22,873	10,367	12,506
27	72,461	50,677	15,625	6,729	167	16,574	227	1,663	22	9,897	21,784	10,173	11,611
28	70,047	48,840	14,710	6,442	167	16,016	234	1,866	19	9,620	21,207	9,216	11,991
29	68,115	47,437	14,450	6,161	166	15,743	191	1,831	23	9,063	20,678	9,076	11,602
30	66,803	47,656	14,481	5,841	168	15,665	216	1,931	27	9,543	19,147	8,602	10,545
令和元年度	70,458	46,555	14,317	5,505	186	15,434	249	1,743	21	9,349	23,903	10,421	13,482
2	81,557	56,123	17,099	5,631	194	19,769	313	2,174	20	11,236	25,434	11,978	13,456
3	73,739	51,395	14,384	5,353	192	18,755	294	2,301	23	10,387	22,344	9,867	12,477

(2) 千葉県の状況

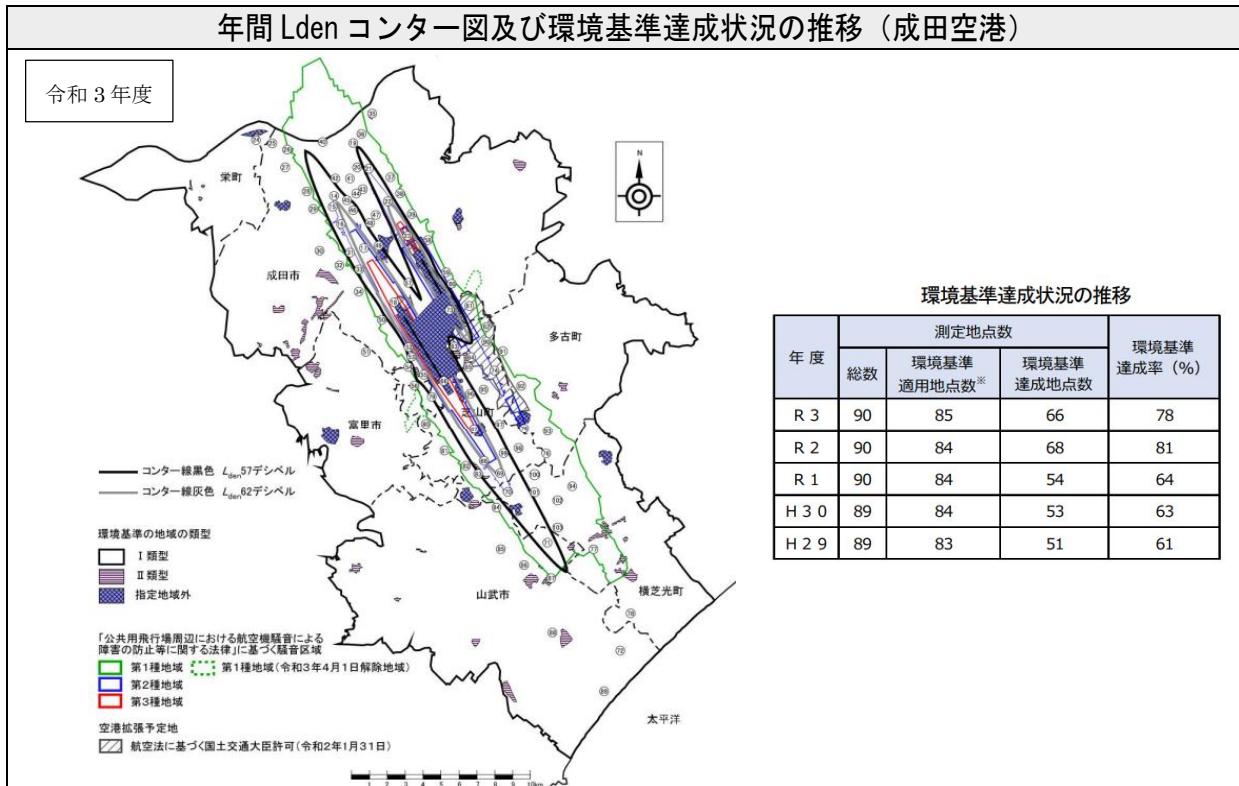
- 本県における騒音・振動・悪臭の苦情も公害苦情件数の中で大きな割合を占め、件数も近年高止まりしています(令和3(2021)年度：全相談件数(4,831件)のうち騒音・振動・悪臭が2,117件(43.8%))。

また、騒音・振動・悪臭の規制等は市町村の責務とされており、苦情の大部分が市町村の所管する業務に関係するものとなっています。(令和3(2021)年度：全相談件数(4,831件)のうち、市町村事務は4,613件(95.5%))

公害苦情件数の推移																		
(年度、単位：件)																		
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
典型7公害	3,108	3,127	3,290	3,188	2,815	2,832	2,891	3,089	3,725	3,311	3,326	3,253	3,010	2,863	2,734	2,699	4,019	3,249
大気汚染	1,390	1,499	1,601	1,420	1,177	1,174	1,127	1,169	1,192	1,117	996	1,093	1,082	935	942	988	1,599	991
水質汚濁	229	195	178	194	192	229	255	198	179	185	206	204	178	161	153	143	139	138
土壤汚染	12	12	8	9	29	13	13	7	6	4	5	9	4	13	5	5	2	
騒音	694	677	693	737	741	730	850	985	1,476	1,267	1,401	1,239	1,046	1,046	1,010	963	1,342	1,253
振動	112	108	141	103	108	79	120	170	166	141	136	115	149	158	106	111	160	212
地盤沈下	0	1	1	3	2	1	1	4	2	0	1	1	0	3	6	3	0	1
悪臭	671	635	668	722	566	606	525	556	704	597	581	592	551	547	512	486	774	652
典型7公害以外	2,020	1,985	2,001	1,925	2,243	1,842	2,521	2,666	2,311	2,011	2,113	2,029	2,036	1,709	1,624	1,896	1,921	1,582
廃棄物投棄	1,129	1,212	1,403	1,033	1,452	1,063	1,455	1,451	1,293	1,122	1,196	1,221	1,139	967	865	1,098	1,288	1,079
その他	891	773	598	892	791	779	1,066	1,215	1,018	889	917	808	897	742	759	798	633	503
合 計	5,128	5,112	5,291	5,113	5,058	4,674	5,412	5,755	6,036	5,322	5,439	5,282	5,046	4,572	4,358	4,595	5,940	4,831

令和3（2021）年度公害苦情件数										
所管	新規受付 件数計	典型7公 害計	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	典型七公 害以外
市町村分計	4,613	3,074	965	94	2	1,241	212	1	559	1,539
県分	218	175	26	44	0	12	0	0	93	43
合計	4,831	3,249	991	138	2	1,253	212	1	652	1,582

- 本県では、成田空港、羽田空港及び下総飛行場周辺において、航空機の騒音を測定しています。令和3（2021）年度の環境基準達成率は成田空港周辺で78%、羽田空港及び下総飛行場周辺で100%となっています。



7 環境学習の推進と環境保全活動の促進

(1) 全国の状況

- 平成 23 (2011) 年 6 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布されました。また、平成 30 (2018) 年 6 月には、当該法律に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基本的な方針」が変更されました。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（概要）

改正の考え方のイメージ	
1. 基本理念等の充実	法目的に、協働取組の推進を追加。基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を追加。
2. 地方自治体による推進枠組みの具体化 ～環境教育・協働取組推進の行動計画の作成と地域協議会の設置～ 地方公共団体は、地域の関係者からなる協議会の設置等による環境教育、協働取組等に係る行動計画等の作成の努力義務。	3. 学校教育における環境教育の充実 ① 教育活動における環境配慮の努力義務 学校施設等の整備の際に適切な環境配慮の促進及び教育を通じた環境保全活動の推進。 ② 学校教育における環境教育の一層の推進 国及び地方公共団体は、学校で各教科その他の教育活動を通じて体系的な環境教育が行われるよう、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずる。また、研修等教育職員の資質の向上のための措置を講ずる。
4. 環境教育等の基盤強化等 ① 環境教育等支援団体の指定等 各主体による環境教育等の取組を支援する環境教育等支援団体の指定。 ② 人材認定等事業の登録対象に環境教育の教材開発等事業を追加	5. 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入 自然体験活動等の機会の場の知事による認定制度の導入。
	6. 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進 ① 政策形成への民意の反映 国民、民間団体等の多様な主体の意見を求め、政策形成する仕組みを整備・活用、国民等による政策提案を推進。 ② 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮 国等が公共サービスの実施に際し価格以外の多様な要素も考慮し民間団体と契約。 ③ 協働取組推進のための協定制度の導入 協働取組を推進するため、行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、協働取組協定の締結の推進、登録制度。 ④ 事業型環境 NPO の活動支援 環境保全活動が経済的に自立して行えるよう、NPO 等の活動を国が支援。
	附則 ① 法施行後 5 年を目途とした検討 ② 学校における環境教育について、教育職員を志望する者の育成を含めた検討
	法律題名の改正 以上のとおり、幅広い実践的人材づくりに向けて詳細な規定を整備することに伴い法律の題名をそれに即応したものに変更。 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

(2) 千葉県の状況

○ 環境を保全し、持続可能な社会を築くには、一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性を備え、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、主体的に行動できるようになることが重要となることから、県では令和3（2021）年3月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく行動計画として「千葉県環境学習等行動計画」を策定しました。

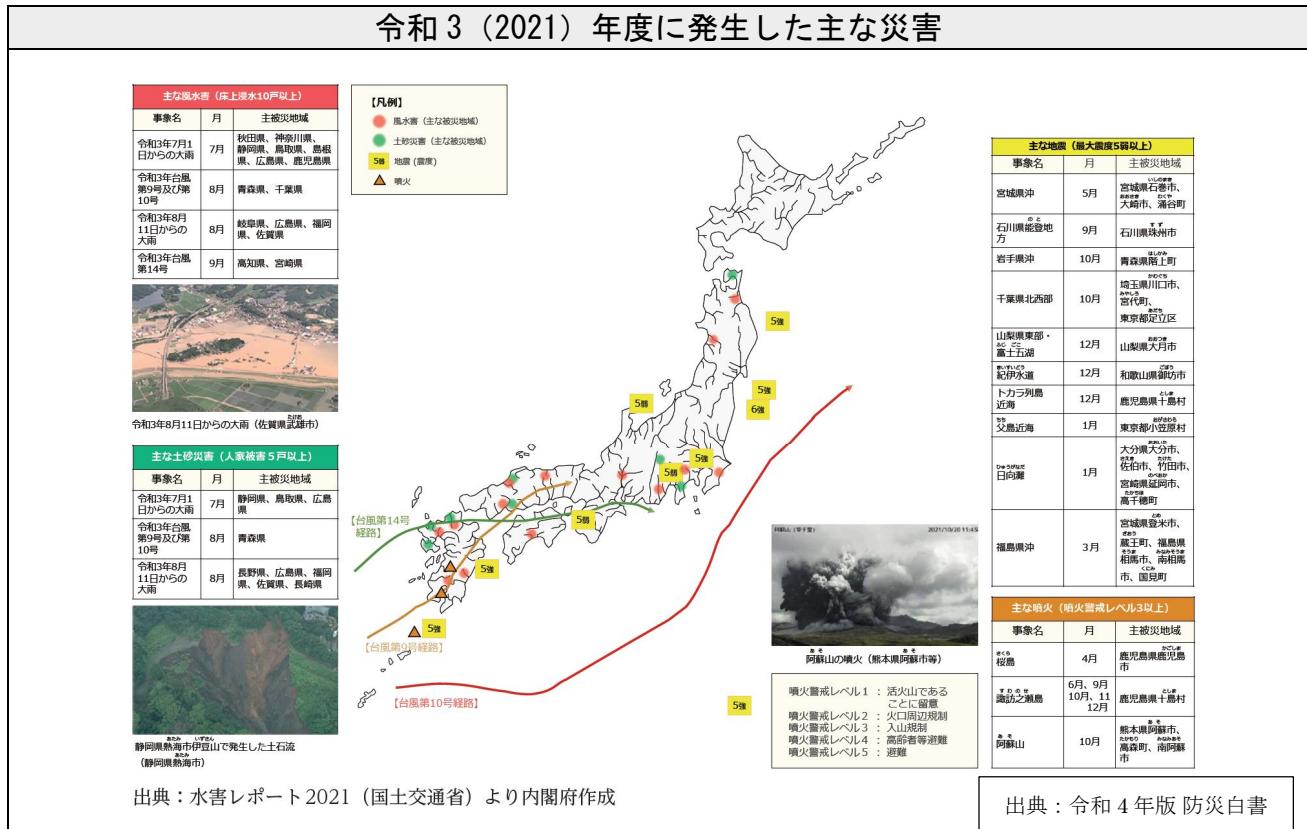
千葉県環境学習等行動計画



8 災害時等における環境問題への対応

(1) 全国の状況

- 我が国では毎年のように被害規模の大きな自然災害が発生しており、東日本大震災では津波堆積物を含む3,100万トンもの災害廃棄物が発生し、その処理にはおよそ3年を要しました。また、熱海市で土石流が発生した大雨を含む令和3(2021)年7月豪雨では、土砂混じりでがれきを含む1.3万トンの災害廃棄物が発生しました。



(2) 千葉県の状況

- 令和元(2019)年の台風第15号(房総半島台風)、第19号及び10月25日の大雨では、県内の広範囲で多数の住家被害と大量の災害廃棄物が発生しました。

発災直後は、仮置き場に指定されていない場所に災害廃棄物が無秩序に積み上げられるといった問題が発生するなど、その処理に1年以上の時間を要しました。

また、災害廃棄物にはアスベストが含まれるものがあったことから、仮置き場の管理や処理方法なども問題となりました。

令和元(2019)年の台風等による住家被害

全壊	514棟	房総半島台風			東日本台風			10月25日の大雨		
		全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	床上浸水
半壊	6,963棟									
一部損壊	89,889棟	448棟	32棟	34棟						
床上浸水	181棟	4,694棟	379棟	1,890棟						
床下浸水	617棟	77,091棟	10,607棟	2,191棟						
		床上浸水	8棟	0棟	床上浸水	0棟	床上浸水	173棟	床上浸水	542棟
		床下浸水	42棟	33棟	床下浸水	33棟	床下浸水	542棟	床下浸水	

出典：千葉県災害復旧・復興に関する指針（令和4年3月改訂《最終》）